

第五十二回 参議院 法務委員会 會議録第十四号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 和泉 覚君
理事 木島 義夫君
松野 孝二君
稲葉 誠一君
山田 徹一君

委員

岡村文四郎君
鈴木 万平君
中野 文門君
亀田 得治君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君

政府委員

法務政務次官 山本 利壽君
法務大臣官房司 塩野 宜慶君
法制調査部長 塩野 宜慶君
最高裁判所長官代理者 矢崎 憲正君
最高裁判所事務 憲正君
事務局側 増本 甲吉君
常任委員会専門 員

本日の会議に付した案件

○最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。
速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(和泉覚君) 速記をつけて。

○稲葉誠一君 臨時司法制度調査会の中でいろいろな意見が出ていますね。それを具体的にどういうような形で最高裁判所にあるいは法案提出のほうの法務省なりが実現をしようとしていくのかという点についてお聞きしたいわけなんですけれども、これはそれじゃ十四日にしたいと思っています。

その中で、最高裁判所裁判官の退職手当の問題については、どういふふうな意見が出されているわけですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 御承知のとおり、臨時司法制度調査会におきましては司法制度につきましていろいろの提案が出されているわけですが、その中で、裁判官及び検察官の給与と制度につきましての提案をしているわけですが、その給与制度に関する提案のうちで、弁護士から裁判官あるいは検察官になられた方の退職後の処遇につきまして、退職手当あるいは退職年金につきましてそれぞれしかるべき措置をとるべきことを考慮することという提案をいたしているわけでございます。この提案の御趣旨に従いまして、今回の特例法を提案するに至ったわけでございます。

○稲葉誠一君 弁護士から裁判官、検察官になった者ですね、これは、最高裁判事になったという場合だけではなくて、その他の高裁であるとかあるいは最高検だとか高検だとか地裁だとかあるうと思ひますが、その人たちの退職手当や年金の問題についてはどういふふうな意見が出されているわけですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 御指摘のとおり、臨時司法制度調査会の意見は、弁護士から裁判官または検察官になった者についての措置を提案しているわけでございます。必ずしも最高裁判所の裁判官というふうに限定はいたしていません。

また、問題点は、裁判官になった者、検察官になった者全体の問題でございます。臨時の審議の過程におきまして特に強調されましたのは、最高裁判所の裁判官になった者を取り上げています。それは、御承知のとおり、最高裁判所の裁判官の従来の任命の事情というふうなものから最高裁判所の裁判官について強調されたものと推定されるわけでございます。そこで、今回は、その一番強調されました最高裁判所の裁判官というものを中心にいたしましてこの特例法を構成いたしましたわけでございます。その他の裁判官あるいは検察官につきましては、今回の特例法は含んでいないのは御承知のとおりでございます。

○稲葉誠一君 臨時では、具体的にどういふふうな意見を述べているわけですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 臨時の御意見は、いろいろ御審議の内容が「意見書」に盛り込まれてございます。それを集約いたしまして要目として掲げられておりますが、当該部分につきましては、退職手当と退職年金と二つの項目になっておりまして、1は、「弁護士から裁判官(最高裁判所の裁判官を含む。）」又は検察官となった者が退職した場合に支給する手当について何らかの優遇措置を講ずることを考慮すること。2は、「弁護士から裁判官(最高裁判所の裁判官を含む。）」又は検察官となり、一定期間在職した後退職した者についての共済組合年金制度の特例を設ける等の措置を講ずることを考慮すること。この二項目になつております。

○稲葉誠一君 それは、具体的にどの程度のものにしたいかという、そういう数字的なものですか、そういう点までは含んでいないわけですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 弁護士から裁判官、検察官になられる方の退職後の処遇につきましていろいろ御審議されたようにございますが、御審議の経過におきまして、現在の退職手当制度あるいは退職年金制度に、弁護士から裁判官、検察官におなりになった者について特例を設けるといふことは、いろいろの点で多くの問題があるのだということがあるわけでした。具体的にどういふ方法がいいんだとか、あるいは具体的にどういふ金額ないしは率がいいんだといふところまでは至らなかったようにございまして、ただいま申し上げました要目におきまして、「優遇措置を講ずることを考慮すること」といふふうな状況で御意見が提出されたというふうに承っているわけでございます。

○稲葉誠一君 なぜ退職手当というものは出さなきゃならないんでしょうか。

○政府委員(塩野宜慶君) 退職手当制度の本質と申しますか、性格と申しますか、これは非常にむずかしい問題のようございまして、私もそれらの給与面の専門家ではないのでございまして、従来言われておりますところをまとめて申し上げますと、いろいろの考え方があるようにございまして、退職手当につきましては、一つには給与のあと払いであるといふふうな考え方もあるようにございまして。それから老後の生活の保障であるとか、あるいはまた、長年勤続した者に対する勤続報償であるとか、あるいは、在職中の功績に対する功績報償であるとか、大体そういうふうな考え方が退職手当の本質であるといふふうに言われているようにございまして、現在の一般の国家公務員の

退職手当法は、いま申しました中で、主として勤続報償ないしは功績報償というものが中心になって組み上げられているものであるというふうに了解しております。

○稲葉誠一君 外国の最高裁判所判事——外国といつても、英米法系だと思ひますが、それは制度はもちろんです。経過が違ふから、一がいにそのまゝ言えないと思ひますが、そこでは、待遇なりあるいは退職手当というのはいくらふうになつてゐるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 私どものほうも全体についてそれを調査したわけではないのでございませうけれども、たゞいま判明してありますところによりますと、たとえば、アメリカにおきましては、最高裁判所の長官、判事は、いわゆるリタイア・ジャッジといひまして、死亡するに至るまで在職中の俸給、すなわち言ひかえますと、長官では四万ドル、日本の円に換算いたしますと千四百四十万円、それから判事は三万九千五百ドル、日本の円に換算いたしますと千四百二十二万円、これは年俸でございませうが、この年俸を退職後も死亡するに至るまで国から受けるということに相なつております。西独のほうの法制は、必ずしもつまびらかにしないのでございませうけれども、私もたゞいままで調べたところによりますと、退職した裁判官は、在職中の俸給とは違ひますけれども、在職中の俸給を基準にいたしまして非常に高率の年金を受けるといふような制度に相なつてゐるようでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、これは退職金だけで、年金という関係はどういうふうになるんですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 御指摘のとおり、今回の特例法は、退職手当につきましては特例でございませう。したがひまして、最高裁判所の裁判官につきましては、年金関係は、従来どおり共済組合の年金が支給されるということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 今度最高裁判事の退職手当の特例を設けよう。これはいままで約二十年近くある

と思ひますが、その間にそれじゃなぜそういう特例というものを設けようとしなかつたんですか。その必要はいままでではなかつたんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 裁判所のほうといひましては、その必要性を早くから感じてまして、実は三十六年度の予算から最高裁判所の裁判官の退職手当につきましては予算要求を繰り返したいといひたわけでございませうけれども、いづれも認められなかつたといひたのが現状でございませう。臨時司法制度調査会の意見が出ましたのを機会に、ここに提案になつております金額につきまして初めて予算が認められたというふうな経過に相なつてゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 三十六年から予算要求してゐたといひます。その程度の内容といひますか、勤続期間一年について今度は百分の六百五十で、それは具体的にはどういふ形で要求したわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 三十六年からの要求は、いづれも百分の七百八十、言ひかえますと、一年について七・八カ月分の退職手当の支給が適當であるという線で大蔵省に要求をいたしてまいつたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、最高裁で百分の七百八十ということとを求めると請求してゐた具体的な理論的な根拠はあるわけですか。理論的な根拠といひてもなかなかむづかしいでしやうけれども。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 特に理論的な根拠とまで申し上げることができるといふか、これは疑問があるとは思ひますが、けれども、従来の最高裁判所の裁判官がつとめておられた平均の在職年数を出しますと、七年——六年、七年といふところが基準に相なるわけでございます。一方、退職手当の最高を六十倍に押えようといふ線があるわけでございます。まあその程度——多ければ多いにこしたことはございませうけれども、六十で押えるのが適當であらうと。それからこれは一般の公務員につきまして六十倍といふ制限がありますので、それで最高裁判所の裁判官についても退職手当の最高限を押えたらやからう

という考えがあるわけでございます。そういういたしますと、ちやうど七年で六十倍もらえるということになりますと、七百八十といふところで七年に達すると、こういうことに相なるわけでございます。ところが、今回の六・五は、それではございませう。十年で最高の六十倍に達するといふ線で六・五倍といふのが出てゐるわけでございます。まして、三十六年からの要求は平均年数の七年で六十倍に達するといふことを基準にして予算要求をいたしてまいつたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、今後、最高裁の判事は、前よりも年齢的に若いといひますか、そういう層の人が最高裁判事になるのだといふ一つの含みがあるわけですか。必ずしもそこまではいひかねないわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 最高裁の裁判官の任命は、もう御承知のように、内閣の専断でなされることとございまして、私どものほうといひましては、たゞいま御質疑のあつたようなさういふ点までは考えないで予算要求をいたしてまいつたわけでございます。

○稲葉誠一君 いままで弁護士から最高裁判事になつて退職された方と、それから弁護士から、別の高裁なり地裁なりの裁判官、あるいは高検なり地検なりのあれになつて退職されたといふふうな方ですね。どのくらいおられるわけですか。特に弁護士から最高裁に入られて本年の前に退職された方は何人くらいおられて、その方は、たいへん失礼ですけれども、どの程度の退職金をもらわれたわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 弁護士から最高裁の判事になられた方は、現地で通算いたしますと、十四名おられるわけでございます。そこで、おやめになられた方につきましては、いわゆる一般の公務員の退職手当しか支給されておられないので、したがひまして、非常に少ない、何と申しますか、少しお気の毒と言つていいくらいの金額しか出されてゐなかつたわけでございます。たとえて申し上げますと、最近の例

から順次拾つてまいりますと、河村大助裁判官は、六年間おつとめになつたわけでございますけれども、その支給された金額は百十六万円程度でございまして、それから池田克裁判官は、やはり一応弁護士からおなりのなつたわけでございますけれども、八年間おつとめになつたわけでございます。それから高木常七裁判官は、やはり弁護士からおなりのなつたのでございませうけれども、四年間おつとめになつたのでございませう。高橋深裁判官は、五年間おつとめになつたのでございませうけれども、在職中に死亡なつたのでございませうけれども、おなりのなつたのでございませう。百六十万円といふ程度でございませう。真野裁判官は、十年十一カ月おつとめになつたのでございませうけれども、退職金はわずかに百三十二万円。小林俊三裁判官も同じく百三十万。こういうようなこととございませう。

○稲葉誠一君 それらの方と、今後弁護士からなられてやめられる方との間には、相当大きな開きがあるわけですね。それは、具体的な開きとなる、どの程度の開きになるんでしやうか。

○政府委員(塩野宣慶君) いまの開きの点でございませうが、簡単に申し上げますと、現在までの計算方法でまいりますと、五年間おつとめになつた方が約百五十万円でございます。それが、今回の特例法による計算をいたしますと、約千万円になるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、そういうふうな不公平といひますか、差が出るんですが、それはどうするんですか。いたしかたないんですか。まあ泣き寝入りと言ふことは悪いですが。

○政府委員(塩野宣慶君) 特例法を新しく設けますので、従来の方にはあるいはお気の毒かと存じますけれども、やむを得ないと、かように考へております。

○稲葉誠一君 だから、そういう段階において、弁護士から最高裁判事になる希望者の方はおられたわけなんですか。だから、給与がという

か、退職金がこういふふうになるから弁護士から特に希望者がふえるとか、こういうものじゃないんじゃないですか。その点はどういふふうにか考えておられるわけですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 弁護士から最高裁判所の裁判官におなりになる方々につきましては、必ずしも給与がいいから悪いからということだけで左右されるものではないと存じます。しかしながら、現実の姿を見ますと、最高裁判所にお入りになるような弁護士の方々の収入というものは非常に大きいことは、すでに御承知のとおりでございます。それが、最高裁判所にお入りになることによつて、報酬の月額が御承知のとおり三十万円、それからかりに五年おつとめになりまして御退官になるといふ場合には、先ほど申し上げましたように五年間の重要な仕事におつきになりました結果の退職手当が百五十万円程度にすぎない、こういうこととございまして、百五十万円程度のものだから自分は最高裁判所に入るのはいやだといふふうにはお考えにならないと存じますけれども、しかしながら、民間におられた方が最高裁判所にお入りになるというにつきましては、やはりできるだけの待遇をして差し上げる、しかも、退職後の処遇につきましてもできるだけの配慮をするといふことはきわめて望ましい、また、あるいは当然のことであるかと存じます。そういう観点から、今回、このような特例法を設けようといふふうにか考えた次第でございます。

○稲葉誠一君 変な話で恐縮なんですけれども、まあ弁護士からなつて最高裁判事をやられると、おやめになつた後において、非常に俗なことばで恐縮なんですけれども、最高裁判事をやられたという肩書きからして、いわばいい事件とやうなことばは悪いのですけれども、非常にいい事件、いわゆるいい事件といひますか、そういうのがあれしてきてというふうなことも事実上あるようにも考えられるわけなんですけれども、これはお答え願わなくてもけっこうですけれども、そういうようなことで、ことに非常に名譽ですし、希望者が多

いのではないかと思ひます、弁護士会からの。弁護士会から選ぶ場合に、希望者がどの程度あるのか、こういうふうなことにについては、あれですか、はつきりしたことはわからないのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) おつしやるとあり、私どものほうにはほんとうにはつきりしたことはわからないのが現状でございますけれども、私どもが承つておりますところによりますと、やはり最高裁判所の裁判官にふさわしいような弁護士のお方は、相当大きな年収をお持ちになつていらつしやるそうでございます。したがうして、その年収を放つて最高裁判所の裁判官に――榮譽のある地位ではございましてけれども、そこにおなりになるのはむしろそれほど希望はしておられないのじやなかろうかといふような話も私どもは耳にいたしてあるわけでございましてけれども、しかしながら、創設以来いまだにおつきになりまして弁護士出身の裁判官は、いづれもございましては弁護士出身の裁判官は、いづれもございましては非常にりつぱな方に弁護士会からお入りになつていただいているといふふうには私どもは考へてゐるわけでございまして。

○稲葉誠一君 現実には弁護士会から最高裁判所の判事になるというのには、どういふプロセスを経て最高裁判事になるわけですか。これはもちろん内閣で推選するといふことになるのはわかりますけれども、その間の経過ですね。たとえば、日弁連へ話をし、日弁連から推薦をしてもらうのだとか、あるいは、東京弁護士会とか、大阪弁護士会とか、今度は山田裁判官がおやめになつたあとには大阪弁護士会からお入りになるのだといふことがきまつてゐるとかきまつてゐないといふこと、その人の名前まであがつてゐるわけですが、名前はここで申し上げませんが、そういうふうなことで、どういふふうな形で弁護士から最高裁判所の判事になるのか、そのプロセスは、これは当然最高裁としてある程度の関与といひますか、それをされるのじやないですか。全然ノータッチですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 私どもはわゆる事務の者といひましては、この最高裁の裁判官の任命につきましては、おつしやるとあり完全にノータッチでございます。内閣のほうにまかされて御選任なさるといふ原則がそのまゝ実行されてゐるのじやないかと、こういうふうにか考へてゐるわけでございまして。

○稲葉誠一君 最高裁判所の判事を選ぶのに最高裁判所がノータッチだといふことで、最高裁判所の中にそれに対する批判というのか、そういうものは全然ないのですか。それとも、けっこうございまして、こういう考へ方なんです。最高裁判所の判事の中で、裁判官会議なら裁判官会議の承認を得るとかなんとかといふ方法をとるのではございませんか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 従来私が聞いております範囲では、新たに最高裁判所の裁判官の任命前におきまして最高裁判所の裁判官会議が開かれて、そうして、この方ならばいいのじやないか、あるいはこの方がいゝのじやなかろうかといふようなお話があつたといふことは、全然聞知いたしてゐないわけでございまして。かつて、内閣の官房長官が、やはり委員会、神に祈るよきな気持ちで最高裁判所の裁判官の任命はしてゐるのだといふことをお答えになつたといふように聞きましたのですけれども、最高裁判所の裁判官個人個人はあるいはお考えをお持ちかもしれませんけれども、しかし、ただいまお話しになつたような会議とかそういうものは全然ございせん。何ていふわけでございまして。

○稲葉誠一君 いや、その内閣がやるというののかわかりませんが、法務省としてはどの程度タッチするのですか。

○政府委員(塩野宜慶君) 御承知のとおり、最高裁判所の長官につきましては、内閣の指名に基づいて天皇が任命するといふこととございまして、その他の裁判官につきましては、内閣が任命して天皇が認証する、こういうことになっておりま

す。いずれも内閣の重要な人事でございまして。したがうして、内閣の任命事項でございまして、補佐機関としては内閣官房が補佐機関になるわけでございます。したがうして、いま矢崎人事局長のお話のように、官房長官が委員会でもその点の御説明をしたという経緯もあつたといふように承つております。そこで、内閣の任命でございまして、法務大臣も内閣の一員としてその任命に閣与するといふことはあるわけでございまして、法務大臣は、御承知のとおり、司法制度には最も関連の深い大臣でございまして、その知識、経験に基づいてそのつどしかるべき意見を述べることと存じますが、それは法務省の必ずしも所管でございせんので、法務省の事務当局としてはそれに閣与いたしてゐない次第でございまして。

○稲葉誠一君 この点は、次回に官房長官と法務大臣に来ていただいて、その点の問題をもう少し聞きたいと、こう思ふのですが、この前も、最高裁の事務総長に、最高裁判所長官が八月ですかに定年退職される、それについてどういふふうな形で最高裁判所の長官が選ばれるのだから、こういうことをお聞きしたことがあるのですが、それは秘中の秘だと、こう言われる。秘中の秘は秘中の秘としても、その裁判官を選ぶことについて内閣が全面的な権限を持つてゐるといふ選び方、これがはたして正しい選び方かどうか、三権分立といふものの理解のしかたにもよるのですけれども、どうなるのかといふ点はなかなかむづかしい問題点ではないかと、こう思ふのですが最初のころは、最高裁の中に選考委員会みたいなものができておつて選んだことがあるんじゃないですか、戦後しばらくの間ですが、それが廃止された経過なんかどうなんでしょうか。設けられた経過と廃止された経過はどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 当初は、ただいま稲葉委員から仰せのとおり、裁判官任命諮問委員会がつくられておりました。これは裁判所法三十九条に基づきまして制定されました委員

会でございます。昭和二十二年政令第八十三号によつてこの委員会の構成がきまつていたわけでございます。歴史的な事実を申し上げますと、昭和二十二年七月中に三回にわたつて会議が開かれまして、二十八日に適当と認める者三十人がこの委員会に決定されまして、氏名の答申がございまして、八月四日任命式、認証式が行なわれたのが歴史的な経過でございます。

この委員会の構成は、当時の政令によりまして、衆参両院議長、それから裁判官の中で互選された者、それから検察官、行政裁判所長官、評定官等の中から一名、そのほかまぜまして全体で十五名ということになつていたわけでございます。しかしながら、ちょうど昭和二十三年の一月一日の法律第一号、これはたしか片山さんの内閣の當時ではなかつたかと思つてございまして、けれども、これによりまして裁判所法の一部改正が行なわれまして、最高裁判所の裁判官の任命、長官の任命は内閣の全責任とするのが適當であるというふうな御趣旨のもとに、ただいま申し上げました裁判所法三十九条の改正が行なわれまして、裁判官任命諮問委員会という制度が廃止されたというふうな経緯に承つております。

○稲葉誠一君 廃止されたのはわかりますが、どういふ理由でそういう選考委員会を設けることは弊害があるということなんですか。そこはどうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これが廃止された提案理由の一部を讀み上げますと、「実績に徴すると、この方式は形式的に流れ過ぎで、所期の効果を獲られないといううらみがあり、且つ指名及び任命に対する責任の所在を不明確ならしめるおそれがある」、これが廃止の提案理由となつておるやうに伺つております。

○稲葉誠一君 それはおそろくアメリカの行き方をまねして選考委員会の制度ができたんじゃないかと、こう思ふんですが、アメリカでは最高裁判所判事の任命というのは具体的にどういふ形で行なわれているのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 私が乏しい知識で聞いておりますところによりますと、アメリカでは、裁判官任命諮問委員会はないので、大統領の責任において行なわれるというやうに聞いておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、古いことで恐縮でございますけれども、なぜ選考委員会というやうな制度を設けたんでしうね。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは、当時の記録を見ないと、私もそこまで現在では明白にしていないのでございまして、要するに、私が聞いておりますところによりますと、こういう諮問委員会をつくつて、その答申に基づいてそれを補佐として内閣で決すると、それがいいのじゃないかというやうな考え方に基いて新たな制度が制定されたというやうに私は聞いています。

○稲葉誠一君 三権分立ということから――まあ三権分立ということをどういふに理解するかいろいろ議論があるし、それを昔のままの形でいつていいか、あるいは、厳格に解するか、ゆるやかに解するか、いろいろな解釈のしかたがあると思つて、私も実は迷つてすけれども、内閣がそういうふうなものを選任するというやうな行き方に対してはどうなんですか。それに対する考え方は、そういう行き方がやっぱり正しいのだというふうな考え方なんですか。どこにそういう納得できるやうな理論的な根拠というかそういうやうなものがあるのでしょうか。裁判官が、自律の原則というかそういうものからいつても、最高裁判所の中でみずからの責任において裁判官會議で選ぶという行き方も当然考えられていいのじゃないかと、こう思ふんですが、そういう考え方をとらないのはどういふところに原因があるのでしょうか。考え方によると、内閣のそのときの政治というか、あるいは内閣の政治の姿勢というか、政策というか、そういうやうなものにマッチするやうな人を結局選ぶのだという形になつてくるやうな感じを受けるのですが、行政権と司法権との関係

でむづかしい問題だと思ふのですけれども、そこはどうなんですか。これは官房長官なりあるいは法務大臣なり何なりに尋ねるべき筋合いかも知れないのですけれども。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これも、ただいままで私が理解いたしてあるところによりますと、先ほど塩野調査部長のほうから答弁がありましたやうに、長官は、憲法六条第二項に基づきまして内閣が指名して天皇が任命する。それから最高裁判所の通常の裁判官は、憲法七十九条第一項に基づいて内閣が任命するというやうに、憲法そのものに任命の方式が規定してあるわけでございます。したがって、この憲法の精神からすれば、内閣の全責任において、内閣の自由裁量と申しますか、しかしながらほんとうの全責任において任命するが憲法の趣旨に合うのじゃないかという考えから、片山さんの時代に、昭和二十三年法律第一号をもつて廃止されたのだというふうな聞いてはいるわけでございます。

○稲葉誠一君 憲法の条文で憲法の趣旨、精神はわかるのですが、もう一つ掘り下げると、どうして内閣の責任において最高裁判所の長官なり判事を任命するのですかね。どうもそここのところがはつきりしないのですが、最高裁判所自身がそれを任命するやうな形になつてくると、何らかの場合に最高裁判所が責任をかぶるやうなことができてくると、非常にそれは司法権の運用上まずいという意味なんですか。そこら辺のところを、なぜ内閣の責任においてやらなければならぬのかという基本的なところが、どうもはつきりみ込めないわけですよ。これはもちろん憲法の解釈になつてくるところなんです、これはここでこれ以上あれするのはいかと思ひますけれども、どうもそこら辺のところをはつきりしない。勘ぐつてみますと、時の政府に都合のいい方が最高裁判所の長官なり判事に出てくるといふ傾向がそこに生まれてくると思ふのですが、結局、それは、行政の司法権に対する一つの、何といひますか、支配ではございせんけれども、何らかの形のそういうやうにコントロールに近いものがそこで生まれてくるのじゃないかと思ふのです。そうすると、司法権というものが、行政というか、そういうやうなふうなものに從属はしませんが、そういうやうなやはり一種のコントロールを受けるというやうなにおいといひますか、そういうやうなものが出てくるやうに感じられるのですがね。本来の司法権の独立という点からいけば、その辺はもつと別な形でいいと思ふんですが、もとは、大審院長なり大審院判事は、政府が任命したのでしうか。前からそうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 稲葉委員の御趣旨のやうなお考え、司法権の独立というものをうんと突き詰めて徹底していけば、そういうやうな御議論もまことにごもっともだと思ふのでございまして、三権分立の精神、いわゆるチェック・アンド・バランスの精神に基づいて裁判官の任命は内閣においてするものであるというやうに從來は理解されたと思ふのでございまして。外国におきまして、最高裁判所自身が任命するといふことはないうでございまして。旧大審院時代におきまして、やはり政府の任命といふことになつていたと理解いたしております。

○稲葉誠一君 大審院の院長は別として、大審院の判事まで政府の任命ですか、もとは。

○政府委員(塩野宣彦君) ただいま古い資料を持つておりませんので、正確にはお答えいたしかねますが、御承知のとおり、當時は、裁判所も司法省の管轄下にあつたわけでございますので、大審院の判事でございまして、内閣があるいは司法大臣の任命といふことになつておつたと存ずるのでございまして。

○稲葉誠一君 司法省の任命であつても、司法省のいわば直轄的なものと検事局というものが裁判所に附置されておつたわけですね。その辺のところはちよつと疑問がありますけれども、古いことですから抜きにいたします。

そうすると、検察官の給料というのは、裁判官

第三部 法務委員会會議録第十四号 昭和四

らしい、それから簡裁事件につきましては一〇％くらいの控訴率ということに相なっております。
○岡村文四郎君　それで、いまお聞きした理由

さいます。そうして、その事件は、いねむる二俣事件と申しますものが一件、それから幸浦事件と申しますものが一件、これはいずれも第一審の裁

結論を示すことになるのだというような考え方がわれわれが調査いたしましたところでは一般的には言われている事柄になっているわけでございます。

○岡村文四郎君 私に、死刑の宣告を受けた者が、たとえ無期になり有期になるといふのなら話はわかります。ところが、地と天の差ですから、比較にならない。だから、裁判というものは安心がでないというのを盛んに言われておる。だから、神の気持ちになつて——最高裁でなくとも、神の気持ちになつて犯人をということになければごめんこうむりたい。ですから、給料はうんと出してかまうことないですから、給料が安いから、裁判のほうをろくにしないといふしてしまふから、給料はもっと十分やつて、そうしてほんとうに公平な神の気持ちになつて裁判のできる人をきめてもらわなければなりません。迷惑をこうむるのは国民です。

私も、実は、言われたことをいまも覚えております。こうなんです。大正十一年に北海道に参りまして、大正十一年に大盗伐があった。そのときに、四十四人の被告ができた。そうすると、その中に私も入った。そして、裁判所から窃盗被告として召喚状を受けた。持つて行って、しよっぱなから言つてやつた。「裁判長の話では、窃盗被告ということを書いて四十四人をやられたようだが、そんなばかな話はないじゃないか。用件があれば、被告などと言わないで、出て来いと言え、いくらでも出て来る」と。私の知人たちは、「岡村何をしたんだ、だめじゃないか」と言つたが、四十三人の人が有罪になつて、私一人は無罪でした。私はいま現在も不服に思つております。

だから、そういうことのないようにしてもらふことが念願であつて、実は、大臣に、これからの裁判でごく大事なこと、いままでもそうだが、念には念を入れてやつてもらいたいと頼もうと思つておつたところが、出て来ないから次官に申し上げますと、私がいま一番残念なのは、そういう司法上無理に無実の罪を受けている者がいないかというのを調べていた方がいいのです。

そこで、そういうことをやつてゐるのは、その中でも一番不公平な扱いをしてゐるのは選挙違反なんです、不公平さきまる。目の前にあるのは、

小林君がそのとおりです。小林君がやられて、いままだやつてゐるようだが、小林君も事前運動でやられたようです。今度の被告もどうかしりませうが、やられた被告はほとんど事前運動です。事前運動というものは、市町村議員から国会議員まで、事前運動せぬ人は一人もありません。そこで、運の悪い人が見つかつて迷惑をしてゐるというので、はなはだこれは残念でございますが、大臣に願うことは、法律を改正して、不公平な扱をしてはいけません。私は北海道にもありますが、全然事前運動なんて考へておりません。注意はしました、私も。東京は事前運動を盛んにつかまえてゐる。そういうことはいけません。不公平な扱ひは絶対だめだ。これは法務省の責任だと思ふ。ですから、一刻も早く法を直して、そうしてそういうことのないようにしなければ迷惑だと思ふのです。新聞その他は別ですが、最近見ますと、今度の小林さんの不遇な点で全部事前運動が入つてゐる。だれもやられるなら別です。北海道でもやつてゐるのです。それをつかまえるのはいけません。はなはだ私に言わせるといまの検察官は不都合であつて、威厳がありません。一番いけぬのは検事局に行かぬうちに、検察庁の中で何とか罪人をつくりたいと一生懸命になつて考へてゐる。だから、一人でも多くつくりたがる。そういうことはまかりならぬので、大事な人間ですよ、検挙をやつてゐるが、私は、貧乏大学に入つて貧乏大学を卒業したのだからここまで来たのであつて、あなた方と違ひ。苦勞しないといひますが、苦勞なら一倍やつてゐるわけですよ。ですから、不都合なことは見のがすことは私もできないのですけれども、いまの裁判のしかたははなはだに落ちない。特に選挙違反が特別そうです。ですから、そういうことのないように法律をつくられて、ひとつ次官頼みます。いま、あなただまつておられますけれども、事前運動なんてみんなやつてゐるのだから。ただ、やつておつても、戸別訪問でやつてゐるので、だまつておるのです。それは、そうじゃなくて、ほつてお

けばいいんです。ぼくは実は今度もございます。私の市の市会議員の選挙がこの前実はあつたのですが、今度もあるのですが、たいしたものです。どうしようもないのです、みんなやつてゐるので。それから、そういうわけで、それでも全部やればいいのです。やらないのです。そういうことなんです。ですから、選挙違反くらい不公平なことはいけません。それをあなた方として知らぬ顔して見ておつてはだめですから、そういうことのないように、やつてもいいように、そういうことを当然抜かれるようなことにやるべきとしてやらなければいかぬと思ひますから、ひとつ法務大臣かだれか選挙法をつくつて、そうしてりつぱな選挙ができるように、事前運動などというものはこれからはわからぬのです。事前運動をしない人はほんとうにありません。市町村議員から国会議員に至るまでありません。それをつかまえて、つかまへられた者だけ迷惑する。こんなばかなことはありせんよ。今後そういうことのないように、不公平なことをないようにはやつてください。それだけ頼みます。

○政府委員(山本利壽君) 裁判の問題でありまして、法務省の關係の問題とはまた別個でございまして、いまの起訴いたしましたまでのいろいろの手続が検察庁のほうでやりますから、検察庁のほうの方針としてはあくまで厳正公平にというたまで、御承知のように、いままで、大臣でも次官でも、選挙の際に違反した者はみな残念ながらやつておるわけでございまして、これは国会でおつくりたいだいた法律に基づいて各検察官といふものはその法律に觸れておる者は必ず調べなければならぬたまででございますから、手の及ぶ限り法務省關係の係官及び警察官が一生懸命で調べおるわけでございまして、今日の日本の選挙法そのものが適當であるかどうかといふことについてはこれはまたそれぞれの立場から疑問があるかと考へます。各国の選挙法といふものがそれぞれ違つてゐる点から見ても、その点はいかがわれるわけでございますが、検察庁關係及び警察關係の

者は現在の法に照らして一生懸命それに触れた者はこれは当然調査することが任務でございますからやつておるわけでございしますが、いまおつしやつたように、現在の法そのものに不備があるといひますれば、これは選挙制度調査会等もございしますが、そうしてまた、議員立法ということもございします。で、わが国に最も適したような法をつくることに、いま私政務次官でございますけれども、またそのうちに普通の議員に返るわけでございしますから、お互いに努力いたしまして、そうしてだれが見ても不公平な扱いのないように努力したいと思ひます。大臣にも、お説のとおり、よく伝えたいと思ひます。

○岡村文四郎君 ちょっともう一つ。あなたの言うところではない。ところが、私が見たところ、ぼくも選挙違反でやられてゐるのだから。何とかして罪人を出そうといふことに努力されてゐるようですが、要らぬことです。これは、調べることはけつこうですよ、みんなやつてゐるのですから。調べるだけだつたら、そういうことは申し上げません。そうではないのです。迷惑は候補者だけなんです。こういうことではないかということです。だから、私の言つてゐるのは、あなたのおつしやるのと違ひです。あなたも出てゐるからあれでしょうが、これは何故もありません。それをやらぬでおいて、こつちばかりやつてゐる。小林君——小林君という男は知りませんよ。けど、迷惑を一つも考へてない。事前運動が主でやりになつて、そうして迷惑をこうむつてゐる。それを、今度不起訴にならぬのですから、まだやつてゐるわけですよ。かわいそうですよ。悪いことはいけな

いことです。これは、そんなことを言うことがおかしいのです。ですから、ひとつ大臣に岡村がこんなことを言つてゐるとお伝え願つて、一刻も早く——私は今度選挙をやらぬからけつこうなんですけれども、皆さん迷惑することのないように、ひとつお願いいたします。

○委員長(和泉寛君) 本案に対する質疑は本日は

この程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、福岡市所在の刑務所跡地引渡し遅滞による損害補償（第一四五四号）

第一四五四号 昭和四十一年三月二十九日受理

福岡市所在の刑務所跡地引渡し遅滞による損害補償に関する請願

請願者 福岡市比恵新町二ノ三八 市木純

外六名

紹介議員 原田 立君

福岡市所在の刑務所跡地引渡し遅滞による市の損害一日約十万円として約三箇月分を補償された。

理由

一、昭和四十年七月二十一日法務省に対する陳情において市が要望した刑務所跡地早期引渡しについては、国は計画を早め八月十一日解体工事に着手、十一月八日完成、十一月十五日本市が正式に引渡しを受けた。解体撤去工事期間八月十一日から十一月八日まで約三箇月間。

二、昭和三十六年三月三十一日締結の契約書に基づき引渡し義務を国が遅滞したことによる損害について、本市としては、「遅滞なく引渡し」の条文を「移転に要する期間経過後直ちに引渡し」と解釈する。

従つて、昭和四十年四月十六日宇美町新刑務所落成式から移転一箇月、解体撤去三箇月、約四箇月を要するとして計算すると、八月十六日に引渡し可能となるにもかかわらず、事実上の引渡しが十一月十五日となつた。このことは三箇月市の利用が遅れたこととなる。

三、以上により市の損害額を計算すると、

刑務所跡地 二万三千六百十二坪二九×

④四万円

拘置所

六百三十四坪七七×

④九万円

市の規程による使用料率 百分の四
一日約十万円となる。

昭和四十一年四月十八日印刷

昭和四十一年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局